

松田町二世帯同居等支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松田町の二世帯同居等を促進することで子世帯が子どもを安心して産み育てられ、また、高齢者等が安心して暮らせる健康で幸せな住環境を創るために、新たに松田町に住宅を建築若しくは購入又は、既存住宅を二世帯住宅等に増改築する子世帯に対して、その費用の一部につき、予算の範囲内において二世帯同居等支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、奨励金の一部を松田町商工振興会の発行する商品券（以下「商品券」という。）で交付し、町内の経済循環力の活性化及び町内の商工振興を図るものとする。その交付については、この要綱に定めるもののほか、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 取得住宅 専ら自己の居住の用に供するために松田町内（以下「町内」という。）に、新たに建築（新築、増築又は改築に限る。）又は売買により取得された住宅、共同住宅、長屋及び兼用住宅をいう。ただし、別荘等の一時的に使用するもの及びアパートなど賃貸を目的とするものは除く。

(2) 居住 相当の期間にわたり、自己又は同居する者の所有（共有を含む。）する住宅に、当該居住者が住民基本台帳に記録されていることをいう。

(3) 二世帯住宅 親世帯と子世帯との共有名義又は子世帯のみで登記された住宅をいう。

(4) 親世帯 町内に1年以上居住している世帯で、子世帯のどちらかの親等が含まれる世帯をいう。

(5) 子世帯 親等の二親等以内の卑属又はその配偶者をいう。

(6) 同居 1棟の建物に親世帯と子世帯の二世帯が居住していることをいう。

(7) 近居 親世帯と子世帯がそれぞれ居住する住宅が町内にあることをいう。

(8) 二世帯同居等 町内に親世帯と子世帯が同居すること又は近居することをいう。

(9) 増改築 既存の同一棟の住宅を増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し造り替えることをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する子世帯とする。

(1) 子世帯の世帯主であること。

(2) 子世帯の世帯主又はその配偶者が親世帯を構成する者の直系卑属であること。

(3) 二世帯同居等に係る費用を支払っていること。

(4) 町税等の滞納がない世帯で、同居又は近居する親世帯についても町税等の滞納がないこと。

(5) 取得住宅に10年以上居住すること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は交付対象者とししないものとする。

(1) 二世帯同居等に係る費用について、他の制度の公的住宅扶助を受けている場合。

(2) 松田町住宅取得促進奨励金交付要綱（平成23年松田町告示第20号）による奨励金（以下「住宅取得促進奨励金」という。）又はこの要綱による奨励金を過去に受けたことがある者。

(3) 親世帯及び子世帯に松田町暴力団排除条例（平成 23 年松田町条例第 2 号）に定める暴力団員を含む者。

(4) 公共工事に伴う移転補償により補てんを受けている者。

(奨励金の額等)

第 4 条 交付する奨励金の額等は別表のとおりとする。

2 奨励金の一部を同額の商品券で交付するものとする。

(交付申請)

第 5 条 申請者が、取得住宅に居住し二世帯同居等となったときは、奨励金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) 建築確認検査済証及び登記事項証明書又はその写し

(2) 松田町二世帯同居等支援奨励金調査書（様式第 2 号）

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は、1 人 1 回限りとする。

(交付申請の基準日及び期限)

第 6 条 奨励金交付申請となる基準日及び期限は、次のとおりとする。

(1) 申請基準日は、建物登記完了日又は子世帯の世帯主が松田町に住民登録をした日のいずれか遅い日とする。

(2) 申請期限は、前号の基準日から 6 月以内とする。

(奨励金の交付決定)

第 7 条 町長は、第 5 条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件に該当し適当と認めるときは、奨励金交付決定通知書（様式第 3 号）をもって通知する。なお、奨励金を交付しないときは、奨励金不交付決定通知書（様式第 4 号）により、通知するものとする。

(奨励金の請求及び交付)

第 8 条 前条の交付決定を受けた申請者が奨励金の交付を請求しようとするときは、奨励金交付請求書（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

3 交付決定者は商品券を受領したことを証するために松田町二世帯同居等支援奨励金（商品券）受領書（様式第 6 号）を町長に提出するものとする。

（決定の取り消し及び奨励金の返還）

第 9 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（ 1 ） 奨励金の交付申請に虚偽があったとき。

（ 2 ） 正当な事由がなく、奨励金の交付を受けてから 1 0 年を経過する前に、取得住宅に居住しなくなったとき。

（ 3 ） その他町長が相当の事由があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、奨励金交付決定取消通知書（様式第 7 号）により、申請者に通知しなければならない。

3 町長は、奨励金の全部又は一部を取り消した場合において、奨励金の当該取り消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、奨励金返還通知書（様式第 8 号）により、期限を定めて返還を求めるものとする。

（アンケート等への協力）

第 1 0 条 町長は、この要綱に基づく親世帯及び子世帯に対し、二世帯同居等の効果の検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

（委任）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式第5号、様式第8号及び様式第9号による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所用の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

居住区分	交付対象者	奨励金
親世帯と子世帯が同居した場合	延べ床面積が50平方メートル以上の取得住宅に居住する子世帯の世帯主	30万円 (内、商品券 10万円)
親世帯と子世帯が近居した場合		20万円 (内、商品券 10万円)